

四国土地改良調査管理事務所だより



しこくみち

Vol.21 令和元年6月



飯野山とコウノトリ（香川県丸亀市）

目次

INDEX

■巻頭言	着任のあいさつ（四国土地改良調査管理事務所長ほか）	1
■農政情報	農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました	3
■国営調査情報	香川用水地区において機能診断調査を行っています	7
■国営事業情報	直轄災害復旧事業「南予用水地区」の工事完成	8
■地域情報	日本農業遺産に「愛媛・南予柑橘農業システム」が認定されました	9
■地域情報	H30年度多面的機能発揮促進事業 局長表彰受賞地区紹介	12
■国営事業情報	国営地すべり対策事業（高瀬地区）が完了しました	14

農林水産省
中国四国農政局

巻頭言

着任のあいさつ

四国土地改良調査管理事務所長
前田 茂

平成31年4月1日付けで、四国土地改良調査管理事務所長となりました前田です。よろしくお願いいたします。

昨年度は国による米の生産数量配分が廃止され、地域が自らの判断で需要に応じた生産となるよう努めることが求められました。また、人・農地プランの実質化による農地集積を通じたコストの削減や、スマート農業の推進による労働コストの削減・営農技術の継承など大きな見直しが進められています。その一方で、それらの動きと連動し、土地改良事業において高収益作物導入やスマート農業をはじめとする農業者の所得向上をより意識し、基盤整備や施設整備に取り組むことが求められています。

調査管理事務所は国営事業の調査計画を行うとともに、完了地区のフォローアップを担っております。特に国営事業は、大変大きな金額を集中して投資することから、その成果を強く求められます。国営事業は大きな受益をもち、多くの関係者との権利調整をしつつ、地域の農業を支えるとともに、多面的な機能を果たしながら、地域社会の発展に大きな役割を果たしています。今後、社会の高齢化とともに、混住化や過疎化が進む中、しっかり、国営事業は地域農業を支え、農業のみならず地域全体の更なる発展を支える重要な役割を果たすことが求められます。調査管理事務所は地域の方々と一緒にそうした国営事業の役割をしっかりと果たしていくことが求められると思っております。

こうしたことから、施設の老朽化等による機能低下を単純に更新するだけでなく、施設整備や基盤整備を通じて、高収益作物やスマート農業の導入を契機に、地域の農業をはじめとする地域社会の発展に寄与していくことが求められます。私の前任地である近畿農政局滋賀県拠点、現場に農政を伝え、現場の声を汲み上げ、現場ともに解決することが求められてきました。調査管理事務所においては特に土地改良分野を中心に同様の役割を果たしていくことが求められてくると考えております。調査管理事務所は現場が求める土地改良事業を適切に実施できるよう努めるとともに、農業者を始め地域の皆さんの役に立ち、あつてよかったなと思われる役所となれるよう、精一杯頑張っ参りますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

また、私自身は滋賀県出身で、中国四国農政局管内は初めての勤務であります。せっかくの機会でありますので、担当させていただく国営事業以外を含め、広く見聞し、人の温かさや歴史や文化など勉強させていただきたいと思ひます。是非、見聞すべき地域や人材等がありましたら、教えていただけると幸いです。

【前 職】近畿農政局滋賀県拠点地方参事官（滋賀県担当）

【趣味・特技】散歩、道の駅巡り

【モットー】小さいことからコツコツと

巻頭言

4月に着任した幹部の紹介

計画課長（南国分室）



【氏 名】張谷 俊二

【前 職】中国四国農政局土地改良技術事務所 保全技術課長

【趣味・特技】日曜大工(D I Y)(農村振興2019-5vol.833参照)

【モットー】特にありません

保全計画課長（松山分室）



【氏 名】那須 隆夫

【前 職】近畿農政局農村振興部設計課 水利計画官

【趣味・特技】ウォーキング、散歩、散策

【モットー】清く・正しく・美しく、健康体へ

保全整備課長（坂出分室）



【氏 名】大石 和樹

【前 職】中国四国農政局農村振興部地域整備課 課長補佐

【趣味・特技】ランニング、週末の農作業、釣り、里山遊び

【モットー】小欲知足、得意淡然・失意泰然

南予用水支所長



【氏 名】柴田 真基雄

【前 職】中国四国農政局高瀬農地防災事業所 工事課長

【趣味・特技】釣り、サッカー観戦

【モットー】なんとかなる

農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました

法律制定を踏まえ、今後、具体的な取組方法の検討・実施が進められることとなります。
（法律の施行は本年7月1日）今回は、法律の概要、今後のため池対策の概要、農業用ため池の所有・管理者向けのリーフレットをご紹介します。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

背景

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発。
 - 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、
 - ・ 権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑
 - ・ 離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれ
- ⇒ 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要がある。



法律の概要

- 所有者等による都道府県への届出を義務付け（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県によるデータベースの整備、公表（第4条第3項）
- 所有者等による適正管理の努力義務（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告（第6条）
- 都道府県等による立入調査（第18条）

特定農業用ため池

（1）特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定（第7条）
- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村によるハザードマップ等の作成（第12条）

【防災工事（堤体の補強）】



（2）防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出
- 都道府県による防災工事の施行命令、代執行

【保全管理】



（3）保全管理体制（第13条～第17条）

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

施行期日

公布日（平成31年4月26日）から起算して3月以内で政令で定める日（附則第1条）

→7月1日となりました。

下記資料のうち、防災重点ため池の再選定については、都道府県が市町村等と調整を行い、5月末時点で取りまとめました。結果の詳細については、農水省HPをご確認下さい。
 （全国の農業用ため池総数166,638箇所のうち、63,722箇所が防災重点ため池として再選定。管内の防災重点ため池は、徳島県415箇所、香川県5,849箇所、愛媛県1,755箇所、高知県220箇所）

平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方【概要】

（参考）

～防災重点ため池の再選定と今後の対策～

H30年11月13日公表資料

- 国が示す新たな選定基準により、都道府県が市町村等と調整して防災重点ため池を再選定。
- 避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持、補強に向けた対策を効果的に推進。

防災重点ため池の選定基準：決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

なお、浸水区域については、貯水量と地形から推定することとし、これにより難い場合は、氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、判定するものとする。

「人的被害を与えるおそれ」に
 関する具体的な基準

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

都道府県等が対策の進め方の方針を作成

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ため池マップの作成

ため池の名称、位置（座標）等を記載

緊急連絡体制の整備

管理者、市町村、都道府県、消防、警察、国等の連絡網を整備

浸水想定区域図の作成

家屋等が少くないため池は、ハザードマップに代わって作成

ハザードマップの作成

影響度の高いため池を優先

ため池データベースの充実

新たな防災重点ため池を調査し、データベースに登録等

ため池防災支援システムの活用

迅速な情報収集・共有のためにシステムを活用

水位計等による監視体制の整備

ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備

地域防災計画等への位置付け

緊急時の避難行動やため池点検の実施強化

施設機能の適切な維持、補強に向けた対策

保全管理体制の強化

地域又は都道府県を単位として、管理者の指導や災害時等の現地・バトロール体制を構築

補強対策

影響度の高いため池を優先

耐震対策

・堤体の改修・補強、液状化対策など

豪雨対策

・堤体の洪水吐、取水施設など

【総合的な整備】

ストックの適正化

・利用されていないため池等を対象として、ため池の統廃合、廃止に必要な代替水源を確保。需要に応じ容量を縮小。

全ての防災重点ため池で早急の実施

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まります



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。（本年夏頃施行予定）→7月1日となりました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？

⇒ 法律の施行日（本年夏頃）以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。

Q 届出をすべき人は？

⇒ 農業用ため池の所有者です。

※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

防災上重要な農業用ため池を 都道府県が指定する制度も始まります

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県が「特定農業用ため池」に指定します。

注）「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されることになります。

<指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

Q

特定農業用ため池に指定されると？

① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

- ✓ 市町村は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可となります。

- ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、都道府県の許可が必要になります。
- ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

③ 防災工事計画の届出が必要となります。

- ✓ 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに都道府県に計画を届け出る必要があります。
- ✓ 必要な防災工事が実施されない場合、都道府県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。

④ 市町村による施設管理が可能となります。

- ✓ 所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、都道府県の裁定を受けて、市町村が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

香川用水地区において農業水利施設の機能診断調査を行っています

農業水利施設の機能保全対策を、よりの確かつ効率的に実施するため、点検・補修、段階的、継続的に機能診断を行いデータ蓄積等を行う「ストックマネジメント」に取り組んでいます。

香川用水地区では、平成26年度より香川用水二期農業水利事業が着手しておりますが、着手時点で状態が良好であった施設は事業対象外となっています。その対象外施設において、平成30年から機能診断調査を順次実施しています。調査結果については、今後の点検・整備に活用できるように取りまとめを行います。

平成30年度に実施した機能診断調査

【水路（水管橋）】

東部幹線用水路第20～30工区内の水管橋の調査を実施しました。

目視や計測機器類を用いて、管体の歪みや塗装の劣化（はがれ、膨れ、発錆）が無いのか、ボルト・ナットの緩みが無いのか、溶接部の変状、漏水が無いのか、等の項目をチェックしました。



写真 [水管橋の調査状況]

【ポンプ場】

仁尾揚水機場の調査を実施しました。ポンプを稼働させながら、運転音に異常がないか、ひび割れや水漏れ、油漏れがないか、圧力や流量、振動等の測定を行い、ポンプ性能の確認を行いました。

また、建屋についても、外壁・内壁・屋根のひび割れ状況等について調査を行いました。



写真 [ポンプの調査状況]